

資料2	令和6年6月25日
	第32期青少年問題協議会 第7回専門委員会

■計画の基本的な考え方（案）

1 計画策定の背景・目的

- 豊島区では、子どもたちが希望を持って今を生き、次代を担っていくことを願い、平成18年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定し、平成27年3月に条例の趣旨を踏まえた「豊島区子どもプラン(子ども・子育て支援事業計画を含む)」を策定し、区民ニーズを踏まえた各種の子ども・子育て支援施策の充実に向けた取組を進めてきました。
- 平成29年3月には、「豊島区子どもプラン」に含まれず、サポート体制が不足していた18歳以上の若者まで対象を拡大し、様々な機関が連携してそれぞれの専門性を活かして支援を行う縦横のネットワークを構築し、年齢階層で途切れることなく継続した支援を目指して、「豊島区子ども・若者計画」を策定しました。
- また、平成30年3月には、社会問題となっていた子どもの貧困問題に対応し、貧困対策を含む豊島区における子ども・若者の未来を応援する取組の方向性を示すものとして、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」をまとめました。
- そして、令和2年3月に「豊島区子どもプラン(子ども・子育て支援事業計画を含む)」及び「豊島区子ども・若者計画」の2つの計画を統合し、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」の方向性を含めるとともに、「子どもの権利推進計画」を盛り込んで、「子ども・若者総合計画」を策定し、子ども・若者支援策を総合的に展開してきたところです。
- 一方、国は歯止めのかからない少子化の進行や人口減少や、深刻化する児童虐待や不登校等の社会課題に対応するために、こども施策の企画立案と総合調整を行う「こども家庭庁」を設置し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法としてのこども基本法が令和5年4月1日に施行されました。
- また、児童福祉法の改正により、平成29年4月には特別区においても児童相談所の設置が可能となり、豊島区においても令和5年2月に区の新たな子ども・子育ての相談拠点として児童相談所を開設しました。
- 今回、法令等や社会環境の変化、また、計画の対象である子ども・若者を始めとする計画対象への意見聴取を踏まえて、これまでの「子ども・若者総合計画」にこども基本法に基づく区の子ども施策についての計画である「こども計画」、区としての社会的養育のあり方を整理した「社会的養育推進計画」を盛り込み、子ども・若者に関する総合計画を改定しました。

2 計画の位置付け・他の計画との関連

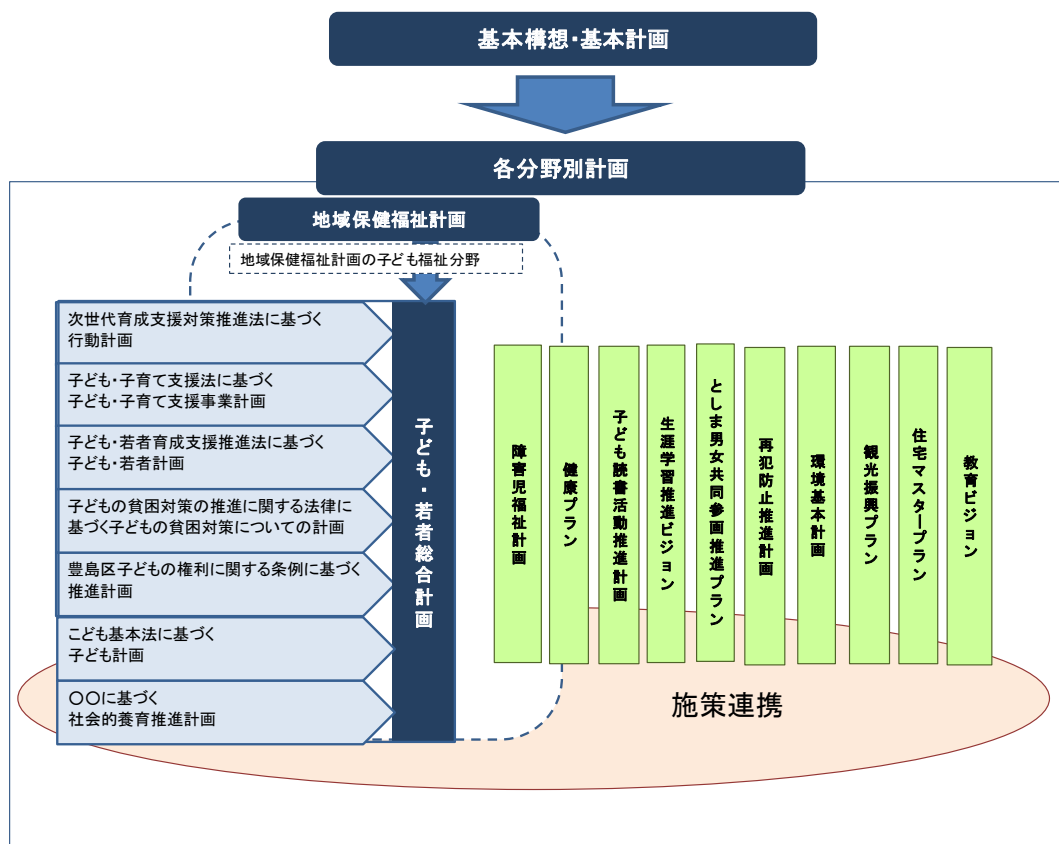
(1) 関係法令との関係

本計画は、豊島区子どもの権利に関する条例第 30 条に基づく「子どもの権利推進計画」、こども基本法第 10 条に基づく「こども計画」、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、「社会的養育推進計画」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に基づく「子どもの貧困対策についての計画」として策定しました。

(2) 区の関連計画との関係

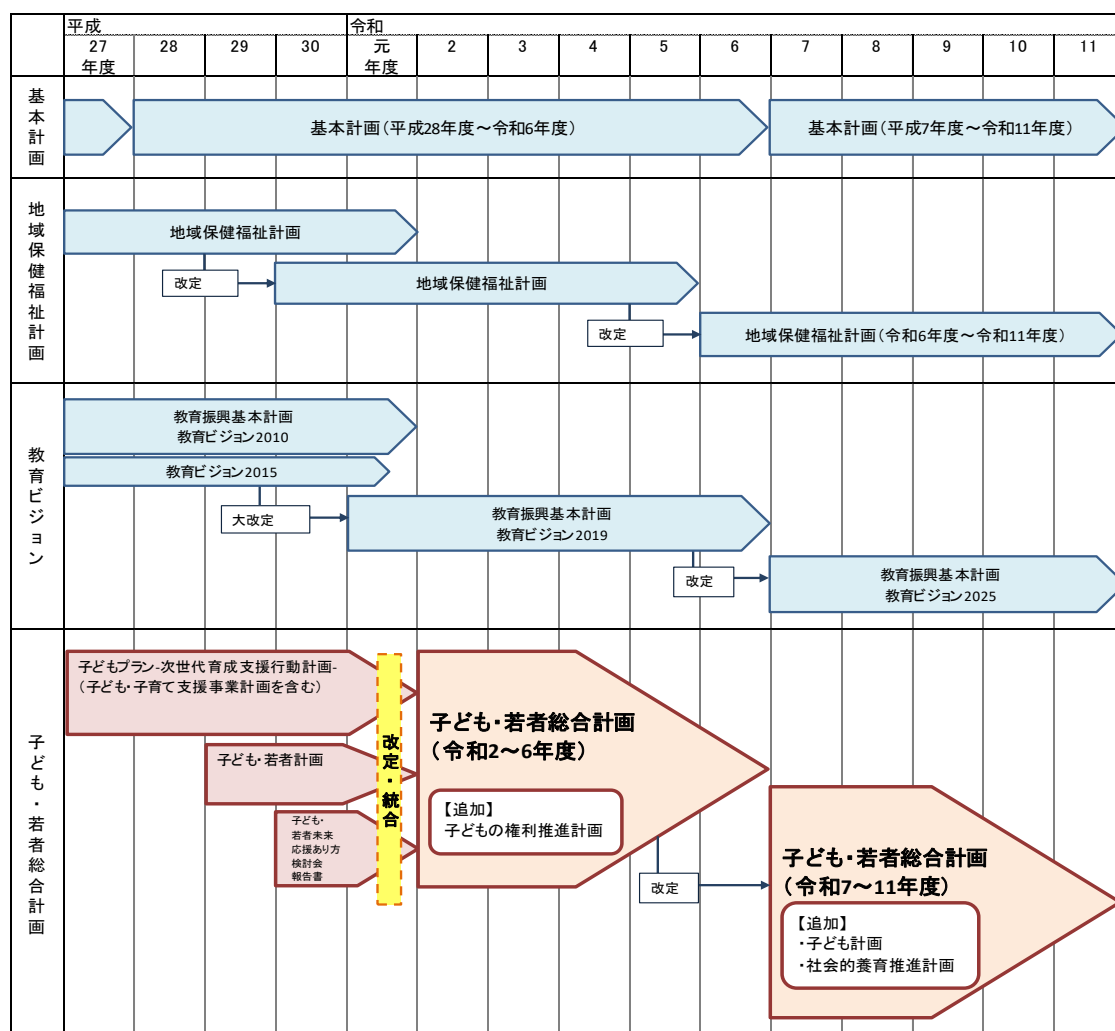
本計画は、豊島区基本計画に基づき、「ぬくもりのある子育てしやすいまち」及び、「子ども・若者が自分らしく成長できるまち」づくりの実現を目指す、豊島区基本計画の子ども若者福祉分野の計画として位置付けられます。

また、社会福祉法の規定に基づいて策定される「豊島区地域保健福祉計画」の子ども福祉分野の計画として位置付けられます。



3 計画期間

子ども・若者総合計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。



4 計画の対象

本計画は、子ども・若者や妊娠期の方・子育て家庭を対象とします。計画の対象となる子どもは、18歳未満の者及び、18歳以上20歳未満で学校や子どもに関する施設に在籍している者とし、若者は、18歳以上20歳未満で子どもでない者及び、20歳以上からおおむね30歳未満までの者とし、なお、年齢により必要な支援が途切れてしまうことがないよう、一部施策においては対象の年齢を広げて計画を進めていくこととします。

参考：関係法令・大綱等における「子ども」「若者」の年齢区分

条約

条約の名称	呼称	区分
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者

法律·大綱

法律・大綱の名称	呼称	区分
民法	未成年者	18歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
少年法	少年	18歳未満の者
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者
こども大綱	乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
	学童期	小学生年代
	若者	中学生から概ね18歳まで
	青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者
	ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

条例

条例の名称	呼称	区分
豊島区子どもの権利に関する条例	子ども	18歳未満の者、18歳以上20歳未満で、学校や子どもに関する施設に在籍している者